

太田市ふれあい農園条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第100号

太田市ふれあい農園条例施行規則の一部を改正する規則
太田市ふれあい農園条例施行規則（平成17年太田市規則第177
号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「4 キャンプの目的でふれあい広場を利用する場合の利用時間は、利用開始日の午前
10時から利用終了日の午前9時30分までです。を
5 バーベキューの目的でふれあい広場を利用する場合の利用時間は、当日の午前10
時から当日の午後4時までです。」

「4 キャンプの目的でふれあい広場を利用する場合の利用時間は、利用開始日の午前
11時から利用終了日の午前10時30分までです。
5 バーベキューの目的でふれあい広場を利用する場合の利用時間は、当日の午前11 に
時から当日の午後4時までです。」

改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。